

〈史料紹介〉

長府藩三澤家文書中の仙台藩関係文書について

吉田 真夫

はじめに

一 仙台藩三澤家について

当館で行っている諸家文書整理の一環として、今年度は長府藩士であった三澤家の文書の仮整理を行う機会を得た。全文書点数は概算で三百点を越える<sup>1)</sup>。

このうち、陸奥国仙台藩士から来た書状類が三八点伝存している(二部が欠損しているものも含む)。その中には特に仙台藩の家格一門からの来状が一九通あり、とりわけ家格一門第一一席の三澤家<sup>2)</sup>からのものが多い。本稿では仙台藩家臣三澤家からの書状を中心に、長府藩三澤家伝来文書中の仙台藩関係文書を紹介する。

仙台藩家臣三澤家について紹介する前に、仙台藩について簡単に触れておく。仙台藩は、初代藩主伊達政宗が奥羽仕置・葛西大崎一揆後の天正一九年(一五九二)、出羽国置賜郡米沢(現山形県米沢市)より陸奥国玉造郡岩出山(現宮城県玉造郡岩出山町)へ居城を移し、関ヶ原合戦後の慶長五年(一六〇〇)二月には同国宮城郡千代(現宮城県仙台市)にさらに居を移したことに始まる。表高は六二万石、加賀国金沢藩、薩摩国鹿児島藩に次ぐ全国第三位の石高を有する大藩である。



の系譜を調査する必要に迫られたものと見られる。そのことを示唆するのが「参考資料」である。これは長府の三澤満明(四郎左衛門)が仙台の三澤村保(若狭)に対して送ったと思われる返書で、自家の先祖について村保から来た問い合わせへの回答(の控え)である。これは「世臣家譜」が詳細な記述を求めている以上、細かな家譜を提出する必要があるが仙台三澤家に生じ、このような問い合わせを改めて長府三澤家に行ったものと考えられる。

このように、長府三澤家文書から窺える限りでの両家の交流は、わずかに安永期から天明期のものがあるものの、交流の中心は延宝期から宝永期であった。

### 三 文書の全体について

既に述べた通り、仙台三澤家から来た文書については延宝期から宝永期のものが大半を占める。残る文書も正徳期まで時代が下がる可能性もあるが、この時期に集中

していると行って差し支えないだろう。これらの文書はその差出人によって、以下のように大別できる。

#### ① 仙台藩家格「一門」からの書状(一八通)

一、二、三、四、五、六、八、九、一〇、一一、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、三八、

#### ② 仙台藩官僚からの書状(二〇通)

七、一二、二〇、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七

最後に三澤家以外の差出人について簡単に紹介を行うことで、当該文書が延宝期から正徳期前後に集中していることを示したい。「一」に示した数字は後掲の史料番号である。

#### ・伊達基永…「四」

仙台藩三代藩主伊達綱宗の四男で(前掲【系図二】参照)、仙台藩家格一門第五席にある登米伊達家の養子となった。登米伊達家は登米郡寺池(現宮城県登米郡登米町)にて要害拝領、知行高は二万石余である。後に村直と称した<sup>10)</sup>。

#### ・伊達村隆…「九」

伊達綱村の従弟で、かつ妹婿(義兄弟)にあたる。岩谷堂伊達家は家格一門第六席、江刺郡片岡村岩谷堂(現岩手県江刺市)の邑主(要害拝領)として、五千石余を与えられた。村隆には家督継承者がいなかったため、三澤家より万次郎(後に村望と称す)を養子として迎えるのである<sup>11)</sup>。

#### ・柴田宗理…「二一」

柴田家は仙台藩家格一家第三席で、柴田郡船岡(現宮城県柴田郡柴田町)にて五千石を知行した(要害拝領)。

長府藩三澤家文書中の仙台藩関係文書について (吉田)

宗理ははじめ朝真、後に朝信と称した。元禄一五年(一七〇二)八月に若老に任じられ、宝永三年(一七〇六)に一時病気を理由に辞職するが、正徳元年(一七一)に復職、翌正徳二年(一七二)三月には他藩の家老にあたる奉行職となった。在任は享保七年(一七二)までの一〇年間であった<sup>12)</sup>。

#### ・中村成義…「七」、「二二」

中村家は仙台藩家格一家第二席で、栗原郡三迫岩ヶ崎(現宮城県栗原郡栗駒町)にて三千五百石を知行した(所拝領)。成義は元禄元年(一六八八)に三代藩主伊達綱宗の女を娶っているため、四代藩主綱村とは義兄弟になる。元禄六年(一六九三)には奉行職となり、元文元年(一七三六)一二月までの長期間奉職している<sup>13)</sup>。

#### ・津田春康…「二二」

津田家は宿老の家柄で、栗原郡佐沼(現宮城県栗原郡

迫町)にて五千石を領した(要害拝領)。春康は元禄三年(二六九〇)九月に奉行職となり、正徳三年(二七一三)一〇月まで在職している。<sup>15)</sup>

・伊藤重栄:「二二」、「二三」、「二四」、「二五」、「二六」、「二七」、「二八」

伊藤(伊東)家は着座第八席の家柄で六百石を与えられていた。重栄(後祐栄と称する)は江戸番頭、屋敷奉行などを経て、元禄一六年(一七〇三)五月に少老(若老)を拜命した。今回紹介する「二二」から「二八」の書状類であるが、当該家の家譜によれば、宝永六年(一七〇九)に苗字を「伊藤」から「伊東」にかえた(十二月奉命改称宮内、且奉命称氏伊東、<sup>16)</sup>)とあるので、いずれもこれ以前のもので考えられる。<sup>16)</sup>

・本多信治:「二九」

本多家は元禄一四年(一七〇一)に家格召出第三〇席に

取り立てられた。知行高は千石余。信治は江戸番頭や少老を歴任し、元禄一〇年(二六九七)には御曹司伊達吉村付きの「老」となっている。<sup>16)</sup>

・山口重興:「三〇」

山口家は着座の家格であった。この山口内記(重興)の父、山口重如は仙台藩二代藩主伊達忠宗の寵を受け、知行は八千石を与えられ、藩の財政を司る長である出入司を長年勤めた。その子重興の時に八百石に減せられ、家格も平士に降格した。当該家は正徳四年(一七一四)に断絶してゐるため詳細は不詳である。<sup>17)</sup>

・大町高之:「三一」

大町家は仙台藩家臣に数家あるが、この高之家は後に断絶したものと思われ、「世臣家譜」に記述がない。高之は藩主伊達綱村の信任厚く、出入司等を歴任しているが、元禄九年(二六九六)に至っては五百石加増の上、御曹司

伊達吉村付の「老」を拜命している。<sup>18)</sup>

・猪狩信満:「三二」、「三三」、「三四」、「三五」、「三六」、「三七」

猪狩家は平士にて五百石を与えられていた。信満は目付や使番を歴任し、後には伊達吉村の近習となつてゐる。

「世臣家譜」における信満は「左右衛門」を称したことのみが記されているが、「三二」文書を見ると「長作」と署名している。「世臣家譜」では信満の子定満以降代々「長作」を称しているが、信満も「長作」と称したと修正できるのではなからうか。

### おわりに

以上、長府三澤家文書に伝来した仙台藩関係文書について紹介してきた。本稿では仙台藩の文書のみを抽出して示したが、当該家文書には仙台藩以外から送られて来た文書類も多数伝存している。藩相互の関係を見ようとする場合、大名家に残された文書・記録が中心となるが、

陪臣層の家に残された文書にも目を配ることで、近世幕藩制社会における諸藩の交流の実態が重層的に見えてくるのではなからうか。

(註)

- (1) 当三澤家文書は複写資料として閲覧利用に供する。  
 (2) 正確に言うと、享保七年(一七二二)までは三澤家は一門第一〇席であった。この年、伊達村和(村和)については本文中の【系図2】を参照のことの子村詮が一門第九席に取り立てられたので、三澤家が第一一席になった。  
 (3) 『伊達世臣家譜 卷之二』。本稿では『復刻版仙台叢書 伊達世臣家譜 第一卷(宝文堂、一九七五年)』を利用している。以下(註)の中でも『世臣家譜』と略記する。

(4) このことは前掲『世臣家譜』の三澤家の項には記述が見えないが、『青山公治家記録全書後編卷之七十九』元禄九年一〇月朔日条に「三澤信濃殿拜謁、金箇崎へ所替命セラル、他領境目ニ就テ万事心ヲ加フヘキ旨仰アリ、金箇崎給主四人・前沢給主十四人、金箇崎足軽四十人、六原足軽三十人預ラル、足軽不足ニ於テハ追テハ預ラルヘキ旨命セラル」とある。ちなみに胆沢郡岩ヶ崎は仙台藩の北方、南部氏盛岡藩との国境に

位置する要地である。なお以下において「青山公治家記録全書後編」は宝文堂から『伊達治家記録』として発刊されたものを使用し、伊達綱村期のものは「青山公治家記録」と記す。

(5) 藩を越えて同族が交流を持った例を、仙台藩の家格一門の岩谷堂伊達家の事例で紹介する。出羽国亀田藩の岩城秀隆は、正徳四年(一七一四)に実子が死去したため、仙台藩一門の岩谷堂伊達家が同族であることを理由に、養子先の第一候補として(伊達左兵衛殿家者、拙者先祖常隆実子之筋目御座候付、此方ニ御子様御座候ハ、申請度存候)。しかしこの時には岩谷堂伊達家には養子の候補となるべき人物がいなかったため、伊達吉村の家の中のうち輝宗・政宗の血脈を有する者で養子に送ることのできる者がいれば、一旦岩谷堂伊達家の伊達村隆の養子とした上で亀田岩城家の養子としたい、と述べている(陸奥守殿於御国元、御一類之内、輝宗公・政宗公より段々御血脈御統キ御座候御方ニ、御子息方御座候ハ、左兵衛殿方江御貴被成、其上拙者養子ニ申請度心底ニ御座候)(以上、『大日本古文書家わけ第三 伊達家文書之七二二

五二六号文書。またこの件については拙稿「仙台藩第五代藩主伊達吉村の一門対策―格式をめぐって―」(『文化』第63巻第1・2号、一九九九年)に若干触れている)。さらに、亀田

藩と岩谷堂伊達家の交流はこの後も続き、延享二年(一七四五)には、岩谷堂伊達家伊達村望の子隆恭が亀田藩主岩城隆韶の養子となっている。

(6) 『仙台藩家臣録』(歴史図書社、一九七八年)解説(佐々久氏執筆)。

(7) 例えば、『青山公治家記録卷之八十三』元禄一〇年三月一八日条に、「信濃殿死去ニ就テ、(中略)毛利甲斐守殿下中三吉内蔵・三澤求馬(中略)へ大町清九郎御知セ可仕候(後略)」とある。つまり三澤宗直死去の知らせが長府の三澤求馬(元為)へも送られているのである。

(8) 『復刻版仙台叢書 伊達世臣家譜』序、『仙台藩史料大成二 伊達世臣家譜統編』(以下採録されている記録は「世臣家譜統編」と略記する)解題(いずれも平重道氏執筆)。

(9) 長府三澤家所蔵の「三澤家系図」を見ると、仙台藩三澤家の

情報として、三澤宗為が天保八年(一八三七)に家督相続したことまでを記しており、この頃まで両家が何らかの関わりも持っていたものと推測できる。

(10) 『世臣家譜』卷之一(一門之部)登米伊達家、伊達村直の記事。  
 (11) 『世臣家譜』卷之一(一門之部)岩谷堂伊達家、伊達村隆の記事。

(12) 『世臣家譜』卷之二(一家之部)柴田家、柴田朝信の記事。

(13) 『世臣家譜』卷之二(一家之部)中村家、中村成義の記事。

(14) 『世臣家譜統編』平士 十九津田家、津田春康の記事。

(15) 『世臣家譜』卷之六(着座之部)伊藤家、伊藤重栄の記事。

(16) 『世臣家譜』卷之九(召出之部)本多家、本多信治の記事。また「青山公治家記録卷之八十二」、元禄一〇年二月初日条に

「(前略)曹司附大町清九郎同役ニ本多采女(中略)役替命セラル」とある。

(17) 『青山公治家記録卷之五十一』(注解八)。

(18) 『青山公治家記録卷之六十七』(注解一三)、前掲『仙台藩家臣録』所収「侍衆 御知行被下置御牒(十一)」第一三番目「大

長府藩三澤家文書中の仙台藩関係文書について（吉田）

四二

町清九郎の書上。また「青山公治家記録卷之七十六上」元禄九年一月六日条に、「大町清九郎ニ、加増五百石ヲ賜ヒ、曹司ノ老ニ命セララル」とある。ここでいう「曹司」は後に五代藩主となる伊達吉村のことある。

(19)「世臣家譜」卷之十一（平士之部）猪狩家、猪狩信満・猪狩定満の記事。

### 凡例

- 一 文書に通し番号を付した。その下の【】には、整理作業上便宜的に置いた仮の整理番号を記した。
- 一 字体は、基本的に常用漢字を用いることとしたが、文書上で使われている文字を残したものもある。
- 一 「而」、「者」、「江」、「茂」、「与」は平仮名に直さず、小さな文字で示した。
- 一 虫損などで判読できないものは□または「」を用いた。
- 一 闕字は一字分、抬頭は二字分空けている。
- 一 墨引は「メ」で示している。
- 一 んは「より」と表記した。
- 一 人名については、仙台藩士は「伊達世臣家譜」を、長府藩士は「豊浦藩旧記 第二十九冊 御役員前録」（下関市史 資料編Ⅰ）、下関市、一九九三年）及び「藩中略譜」（当館蔵「県史編纂所史料」四六九）を参照した。

長府藩三澤家文書中の仙台藩関係文書について（吉田）

四三

長府三澤家文書中仙台藩関係文書

一 三澤宗直書状(折紙)

【伊達1-11】

尚以、桂勘左衛門殿へ以別紙可得御意候得共、先此度者相扣申候、御序之刻可然様御心得可被下候、仍不銘候得共、当地之鍛冶為作申候脇指進上仕候、以上、

未以愚札得貴意候得共一筆致啓上候、其御地御一家益御堅固ニ可被成御座与目出度奉察候、拙者無異儀罷在候、然者最前当方以東昌寺虎溪、神村弥兵衛殿迄申達、御家之系図写被差下之、御厚志之段忝儀御札難申尽奉存候、早速為御札可申申候、手前何角取紛候故延引、背本意奉存候、猶期後音之時候条不能詳候、恐惶謹言、

三澤頼母

九月廿六日

宗直(花押)

三澤四郎左衛門様

人々御中

○「御知行被下置御帳」の書き上げに関するものと考え、延宝期と比定しておく。

二 三澤宗直書状(折紙)

【伊達1-10】

尚々、此一色書中之紹迄致進覽之候、以上、

一筆致啓上候、其以来者以愚札茂御様子不承、弥御堅固可被成御座与目出度奉存候、拙者無異儀相務申候、然者私儀、先月廿九日仕合能加増之地百貫文被申付、領内前沢へ所替仕、其上給主拾四人・足輕百五拾五人預被申進之、右前沢江取移申候、為御知如此御座候、奥筋御用之儀茂御座候ハ、可被仰聞候、猶期後音候、恐惶謹言、

三澤頼母

延宝九年  
八月十一日

宗直(花押)

三澤四郎左衛門様

人々御中

○三澤宗直の胆沢郡前沢拝領が延宝九年(一六八二)であるので、本文書は同年のものとは定した。

三 三澤宗直書状(折紙)

【伊達1-3】

尚々遠国与申殊私在所仙台之城下より三日奥致住居候

故猶更無音心外之至奉存候、以上、

一筆致啓達候、其後者以愚札茂不申通疎遠之至罷過候、弥御一家無御別条可為御堅固与珍重奉存候、然者先達私娘伊達大藏所へ祝言相調候段及御聞、為御祝義銘々御目錄之通被餞下忝奉存候、其後遠方故御札致延引候、遅義候得共手前祝儀迄如目錄之令進上候、恐惶謹言、

三澤頼母

天和四年  
六月三日

宗直(花押)

三澤四郎左衛門様

人々御中

四 伊達基永書状(折紙)

【伊達1-1】

尚々、女共所よりも祝儀迄如目錄之進入仕候、以上、未得面談候得共一筆致啓達候、然者、旧冬婚礼相調候、為御祝儀御太刀目錄三澤頼母殿迄被遣之忝致受納候、且又女共所へも御祝儀被指遣、遠路入御念候儀別而忝奉存

候、右為御札従是も太刀目錄致進覽之候、恐惶謹言、

伊達大藏

天和四年  
八月廿四日

基永(花押)

三澤四郎左衛門様

人々御中

○「登米町史」によれば、基永後の村直の婚姻は天和三年(一六八三)とあるので(「登米町史」第一巻、登米町、一九九〇年)、この書状は翌天和四年(一六八四)のものと考えられる。

五 三澤宗直書状(折紙)

【伊達1-2】

○三澤元為が広為の養子と決定したのが貞享三年(一六八六)であるので、この書状は翌年の貞享四年(一六八七年)のものと考えられる。

尚々、毎度被人御念之段迄ニ忝存候、私事、仙台之城

下より三日路遠境ニ致在所能在候処、猶更無音背本意

奉存候、乍繰事御首尾能御家督之儀被 仰出目出度

令存候、万々跡より可得貴意候間不能詳候、以上、

去年八月十三日之貴札昨日相届、殊名物之赤間関硯五面

被下之、遠路御志之段毎度別而忝奉存候、弥御健固可被

成御座与珍重奉存候、先以貴様御実子無御座候付而、松

平長門守様御家来日野七兵衛殿与申衆御息穴戸家ニ統

少々御由緒茂御座候故御養子ニ被成候処、甲斐守様御首

尾能被 仰付、早速御引越被成之由、寔以目出度奉存候、

先御祝旁為可申述早々如此御座候、尚期後喜候、恐惶謹

言、

三澤頼母

(貞享四年) 正月十九日

宗直(花押)

三澤四郎左衛門様

御報

六 三澤龍之助書状(折紙)

【伊達2-1】

五月廿五日之御札忝致拜見候、如御紙面之越前守殿婚禮

首尾能相調被申太悦御察之通ニ御座候、貴様弥御堅固ニ

被成御座候旨目出度存候、拙者儀も無異儀罷在候、被人

御念被仰聞候趣忝次第存候、在所遠方ニ罷在候故、御報

致延引候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

三澤龍之助

(元禄一五年) 七月三日

幼稚故判 形不仕候

三澤求馬様

御報

○当時嗣子であつた伊達吉村の婚禮は元禄一五年(一七〇二)五月であつたので、この年のものと思われる。

七 中村成義書状(横切紙)

【伊達3-10】

御状令拜見候、如仰越前守婚禮首尾能相調被致大慶候、

仍御紙面之趣陸奥守江相達候処、入御念儀被存候、此旨

宜申入由御座候、恐惶謹言、

中村日向

(元禄一五年) 七月十八日

成義(花押)

三澤求馬様

八 三澤龍之助書状(折紙)

【伊達2-6】

御札致拜見候、如被仰下中将儀隠居願之通被 仰出、下

中致大慶候、今程寒中候得共、弥御健固可被成御座与珍

重奉存候、私儀無異事罷在候、遠境被人御念被仰聞之趣

忝次第奉存候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

三澤龍之助

(元禄一六年) 十二月二日

幼稚故判 形不仕候

三澤求馬様

御報

九 伊達村隆書状(折紙)

【伊達3-2】

三月十三日之貴札頃日相達忝致拜見候、弥御堅固之御事

目出度奉存候、如仰万次郎儀願之通被 仰出、其上去

冬首尾能引取致大悦候、未得御意候之処、被人御念遠路

被仰聞候趣不浅次第御座候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

伊達左兵衛

(宝永五年) 六月十三日

村隆(花押)

三澤求馬様

○三澤万次郎が伊達村隆の養子に決定したのが宝永四年(一七〇七)であるから、この書状は翌宝永五年(一七〇八)のものと思われる。



一〇 伊達万次郎書状(折紙)

【伊達3-③】

以上、

(宝永五年)  
正月廿三日

三澤龍之助

三月十三日之貴札頃日相達忝致拝見候、弥御勇健被成御座候由目出度奉存候、如被仰下候、私事左兵衛願之(伊達村陸)

通被 仰出、其上去冬首尾好取移致大慶候、被入御念

遠路被仰下候趣不浅次第奉存候、猶期後音之時候、恐

惶謹言、

伊達万次郎

(宝永五年)  
六月十三日

幼稚故判  
形不仕候

三澤求馬様

一一 三澤龍之助書状(横切紙)

【伊達1-16】

追啓、私弟万次郎、当拾式歳罷成候処、(伊達吉村)陸奥守一門伊

達左兵衛実子無之二付、家督養被申度由二付内々申合、

陸奥守江申達候処、無相違被申付、旧冬廿日二左兵衛方

へ差遣申候、左兵衛在所城下より三日路奥二而、江刺郡

岩谷堂之城主二御座候、拙者在所近所二而五里程御座候、

左兵衛知行高五千三百石二御座候、為御知如此御座候、

一二 津田春康書状(横切紙)

【伊達3-⑦】

(宝永五年)  
正月廿三日

三澤龍之助

三澤求馬様

御札令拝見候、為年始之御祝詞御紙面之趣(伊達吉村)陸奥守江申聞

候之処忝被存候、此旨宜申述由被申付候間如是御座候、

恐惶謹言、

津田民部

(宝永五年)  
閏正月廿五日

春康 (花押)

三澤求馬様

三澤求馬様

○津田春康が奉行職を勤めていた間に閏一月があつたのは宝永五年(一七〇八)のみであるので、この年と比定した。

一三 三澤宗直書状(折紙)

【伊達6】

尚々、切々以愚札も御様子不承心外之至存候、万々跡

より可得貴意候間致略筆候、以上、

改年之御吉慶珍重申納候、弥御勇健可被成御越年与目出

度奉存候、拙者無異儀罷在候、為指儀無御座候得共、年

始之御祝儀為可申述如此御座候、猶期後音候、恐惶謹言、

三澤頼母

正月十五日

宗直 (花押)

(広為)  
三澤四郎左衛門様

人々御中

一四 三澤龍之助書状(折紙)

【伊達2-②】

尚々、私儀被相尋無異儀罷在候、被入御念早々被仰聞

忝次第奉存候、以上、

去月晦日之御状来着致拝見候、如仰余寒酷御座候得共、

愈御堅康御勤仕、殊当年者甲斐守様御留守被 仰付、其

御地二被相詰之由、乍御苦勞珍重奉存候、然者去月廿八

長府藩三澤家文書中の仙台藩関係文書について (吉田)

日、陸奥守方へ御出之処目見被成懇二有之候上料理迄被申付候付忝被思召之旨、御紙面之趣致承知、一段之御事、於拙者別而大悦之至存候、仍私方より茂家老共方江右之御札申遣事御座候、恐惶謹言、

三澤龍之助

十二月廿九日

幼稚故判  
形不仕候

(元為)  
三澤求馬様

御報

○文中の「陸奥守」は四代藩主伊達綱村、または五代藩主伊達吉村のいずれかである。

一五 三澤龍之助書状(横切紙)

【伊達2-③】

青陽之御嘉儀珍重申納候、愈御堅康二御紹歳可被成与目

出度存候、私無慮事致重年候、指儀無御座候得共、右御

祝詞為可申如是御座候、猶得永日候、恐惶謹言、

三澤龍之助

正月三日

幼稚故判  
形不仕候

三澤求馬様

人々御中

一六 三澤龍之助書状(横切紙)

【伊達2-④】

改曆之御吉亀珍重不可有尽期候、愈御堅固御超歳被成候  
哉承度存候、私無異儀致越年候、指義無之候得共年始之  
御祝詞為可申伸如是御座候、恐惶謹言、

三澤龍之助

正月三日

幼稚故判  
形不仕候

三澤求馬様

人々御中

一七 三澤龍之助書状(横切紙)

【伊達2-⑤】

新曆之御嘉儀珍重不可有際限候、御一家愈御堅康可被成  
御超歳与目出度奉存候、拙者無恙致加年候、先以其後者

遠境故以書通不申承失本意候、右御祝詞為可申伸若斯御  
座候、恐惶謹言、

三澤龍之助

正月三日

幼稚故判  
形不仕候

三澤求馬様

人々御中

一八 三澤龍之助書状(折紙)

【伊達2-⑦】

青陽之御吉慶何方茂珍重不可有尽期候、愈御堅固御加年  
可被成与目出度奉存候、私儀無異儀致超歳候、右年始御  
祝詞為可申伸如斯御座候、猶期永日候、恐惶謹言、

三澤龍之助

正月三日

幼稚故判  
形不仕候

三澤求馬様

人々御中

一九 三澤村為書状(折紙)

【伊達2-⑧】

青陽之御吉慶何方茂珍重不可有尽期候、弥御堅固御加年  
可被成与目出度奉存候、私儀無異儀致越年候、右年始之  
御祝詞為可申伸如斯二御座候、猶期永日候、恐惶謹言、

三澤龍之助

正月三日

村為(花押)

三澤求馬様

○龍之助は元禄一〇年(一六九七)に父宗直の死去に伴い家督を相続、  
宝永二年(一七〇六)三月には元服し、藩主伊達吉村より一字を賜り  
村為と名乗るので、「一四」から「一八」は元禄一一年から宝永二  
年までのもの、「一九」は宝永三年(一七〇七)以降のものである。

二〇 柴田宗理書状(横切紙)

【伊達3-⑤】

御札令拝見候、先頃陸奥守躰路無別条国許江被致到着候  
付而、為御祝委曲御紙面之趣相達候処、御念入儀二被存

候、此旨可申入由付如斯御座候、恐惶謹言、

柴田外記

七月十六日

宗理(花押)

三澤求馬様

○柴田宗理が若老や奉行職として藩の要職に就いた時期を考えると、  
文中の「陸奥守」は伊達吉村と思われる。

二一 中村成義書状(折紙)

【伊達3-⑨】

御状令拝見候、如御改年之吉慶不可有尽期候、陸奥守弥  
無異被致超歳候、仍御紙面之趣相達候処、入御念儀被存  
候、此旨宜申入由御座候、恐惶謹言、

中村日向

二月廿二日

成義(花押)

三澤求馬様

○書状中の「陸奥守」は伊達綱村か伊達吉村である。

一二 伊藤重栄書状(折紙)

【伊達一八】

尚々、今程江戸ニ被成御勤候哉、私事去年十月国元へ罷下、今程致休足候、来松罷登候間、其節御在江戸ニ候ハ、可得御意候、已上、

御札忝致拜見候、如仰之改年之御慶目出度存候、弥御堅固御越歳被成候由珍重存候、私無異儀越年仕候、遠境被仰下忝次第存候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

伊藤新左衛門

二月十日

重栄(花押)

三澤求馬様

一々致承知御尤存候、浅井隼人方へも致相談、従是御挨拶可仕候、先達も御出被下候其御礼も延引仕背本意奉存候、以上、

三月二日

○文中に見える「浅井隼人」(元秋)は仙台藩士で、家格召出第四〇席にあった。元秋は最終的には少老まで勤めており、藩主伊達綱村の信任厚い人物と言える。所領は千石を与えられ(後分知して七百石)、牡鹿郡南境村(現宮城県石巻市)にて在所拝領であった。

二三 伊藤重栄書状(横切紙)

【伊達一五】

端裏書

三澤求馬様

伊藤新左衛門

御手紙忝致拜見候、先日も御出被下候処罷出不得貴意候、弥御堅固御勤被成候由珍重奉存候、仍被仰聞御紙面之趣

二四 伊藤重栄書状(横切紙)

【伊達一八】

端裏書

三澤求馬様

伊藤新左衛門

尚々、私事以之外相煩候処、昨今ハ少々得快気申候、依之御挨拶致延引候、以上、

(伊達吉村カ)

先頃者於手紙辱存候、陸奥守方江御在所之硯被遣度思召御用意被成候間、浅井隼人杯ニ致相談致御取持候様ニと委細被仰聞、御紙面被入御念入儀ニ存候、貴様御事ニ御座候間、御在所之物と申、大方受用可被申と存候、仮受用不被申候共、御志ハ忝可被存候間、御在所之硯陸奥守江為御見被成度思召被遣候、可然様ニ御頼被成候と被仰可被遣候、御紙面共ニ陸奥守方江為見可申候、尤私ニ御閉合被成候と御座候而ハ結句仕悪ク御座候間、一切御いろいなく、右硯へ御手紙被相添、私方迄何時成共御勝手次第可被遣候、以上、

三月七日

○ここで出てくる「陸奥守」は、伊達綱村である可能性もあるが、伊藤重栄が若老として活躍した時期を鑑み、さしあたり伊達吉村としておく。

二五 伊藤重栄書状(横切紙) 【毛利元敏書状関係2(2-1)】

端裏書

毛利甲斐守様御内

(伊達吉村カ)  
松平陸奥守内

三澤求馬様

伊藤新左衛門

以手紙致啓達候、陸奥守今日登 城被申候付而退出之時分可懸御自由被申候、御隙ニ候ハ、九ツ前御出候様ニと被申候、御隙入之儀も候ハ、重而日限可申達候、以上、

十月十五日

二六 伊藤重栄書状(竖紙)

【伊達一〇】

端裏書

三澤求馬様

伊藤新左衛門

貴報

重栄

二八 伊藤重栄書状(横切紙)

【各種文書1-2】

(端裏書)

三澤求馬様

伊藤新左衛門

貴札致拜見候、昨日者御用之儀御座候故御出不被成之由御尤存候、昨日之御挨拶則申聞候処残念被存候、追而日限可申進由被申候、其節御座候御越被成候様ニ与存候、被入御念被仰聞趣可申聞候、恐惶謹言、

十月十六日

重栄(花押)

二七 伊藤重栄書状(横切紙)

【伊達1-13】

(端裏書)

三澤求馬様

伊藤新左衛門

以手紙致啓達候、且那二而可懸御目由被申候間、明廿八日昼四ツ半頃御越可被成候、明日御指支も御座候ハ、可被仰聞候、追而日限可申達候、以上、

十一月廿七日

二九 本多信治書状(折紙)

【他藩関係13-27】

(端裏書)

三澤求馬様

伊藤新左衛門

先日者御出忝在候、其節被仰聞候越前守方へ御見廻被成度由委細本多采女ニ相通申候、越前守儀痛所有之候付出会被申儀指支申候、乍去貴様御事者各別之訳ニ御座候間、会被申に而可有之候、痛之様子も見合申聞候間、追而采女方より御左右可申達候、当分ハ罷成間敷と存候、此段宜私方より申達候様ニと采女も繰々申聞候、私義押付日光へ參候間、御左右申儀も候ハ、采女方より直々可申達候間、左様ニ御心得可被成候、以上、

(後略)

三〇 山口重興口上之覚(横切紙)

【伊達1-12】

為御祝儀被仰聞趣得其意存候、拙者儀在所罷在候故、大町清九郎儀江戸屋敷相詰候間、御紙面之趣越前守方江相達候様申遣事ニ御座候、猶期永日之時候、恐惶謹言、

本多采女

二月十日

信治(花押)

三澤求馬様  
御報

三月五日

大町清九郎  
高之(花押)

三一 猪狩信満書状(豎紙)

【伊達1-11】

(端裏書)

松平陸奥守内

猪狩長作

九月廿五日

山口内記

三澤求馬様

信満

毛利甲斐守様御内  
三澤求馬様

御札致拜見候、然者陸奥守安否御氣被成、特右京様御在所之石細工御香箱ニ被進之候、則御紙面を以申聞候処、御心入之儀満足被存候、何方江茂被致御断候得共、貴様

御事各別之儀候間被致受用候、終二見不被申見事成儀別  
而可被致重宝候、此段從私宜得御意由被申付候、恐惶謹  
言、

四月廿六日

信満 (花押)

三三 猪狩信満書状(横切継紙)

【伊達一18】

(端裏書)

「(友定九) 荻野角右衛門様

猪狩長作」

以手紙致啓上候、弥御堅固可被成御務珍重奉存候、然者  
此間私小屋江預御出候処二罷出不得御意候、其節御口上  
書を以被仰聞候三澤求馬殿より御在所之赤間関石細工之  
香箱、(伊達吉村)陸奥守江被遣度由貴様より私方迄御内談被仰聞、  
御紙面則申聞候処忝被存候、何方より茂受用不被致候得  
共、求馬殿御事各別之儀二御座候間、被遣候ハ、受用  
可仕由被申候条、此段求馬殿江仰達可被下候、已上、

四月廿六日

尚々、陸奥守明日弥御当地被致發足候、此段任御心安

為御知申進候、以上、

三四 猪狩信満書状(横切継紙)

【伊達一13】

(端裏書)

「(猶絶) 江口忠右衛門様

猪狩奎右衛門」

尚々、此間者御出被下御大義二奉存候、御手紙二被  
仰下相済申候義二御座候処二、御隔意二御出被成候、  
乍然久々得貴意大慶仕候、被仰聞候趣委相為申聞候  
所二、被人御念候義二被存候、万々貴面可申上候、以  
上、  
以手紙致啓上候、此間ハ乍早々得御意致大慶候、冷寒之  
節弥御堅固可被成御勤珍重奉存候、然者三澤求馬殿より  
(伊達吉村)陸奥守方江御在所之石細工被遣度由之儀被仰聞趣、委細  
申聞候之処、私御直談仕候通贈答之儀何方江茂堅被致御  
断候得共、求馬殿御事、前度被致受用候品茂有之儀二候  
之間可被致受用由二御座候条、何時成共私方迄為御持被

遣候様二と奉存候、此段為可得御意如此御座候、已上

十月十四日

三五 猪狩信満書状(横切継紙)

【伊達一14】

(端裏書)

「(元巻) 三澤求馬様

猪狩奎右衛門」

御手紙拜見仕候、如被仰下候冷寒二御座候得共、愈御堅  
固二御勤被成珍重二奉存候、然者此間江口忠右衛門殿を  
以御内意被仰聞候御元細工之硯屏、私方迄為御持被成  
被遣候、折節屋敷二詰合申候二付而、即御紙面を以申聞  
候処、早速右硯屏も見被申候、則殊之外見事成手際二御  
座候而、別而被致大慶候、(元巻)先日忠右衛門殿迄私方より得  
御意候通、贈答之義何方へも断被申候而、堅受用不被仕  
候得共、貴様御事各別之義故被致受用候、御心入忝被  
存候、御礼之義宜可申達由被申付候、以上、

十月十七日

三六 猪狩信満書状(横切継紙)

【伊達一19】

(端裏書)

「(元巻) 三澤求馬様

猪狩奎右衛門」

御別紙致拜見候、然者屋敷江御出之節、此以後者勝手口  
より御越被成度候間、此段兼而田村(顯行)図書二も申聞置候様  
二被成度段被仰聞承知仕候、留守年寄之者二可申聞置候、  
以上、

十二月四日

追而、図書儀先頃交代仕候間、(元巻)亘理石見と申者、当時  
相詰罷在候、以上、

○田村家は家格「召出」第二八席で八百石を与えられていた。顯行は  
出入司や少老、また嗣子伊達吉村付の「老」まで勤めている人物で  
ある。また、追而書に出る亘理石見は元篤と称した人物で、享保三  
年(一七一八)一〇月以降、奉行職を勤めた。亘理家は家格一家第  
一五席に列し、一門浦谷伊達家(遠田郡浦谷)現宮城県遠田郡浦谷

町)の邑主、二万二千石余の分流である。元篤自身もこの涌谷伊

達家の伊達宗元の子息で、巨理家の養子となっている。所領は栗原

郡高清水(現宮城県栗原郡高清水町)であったが、「二」文書で

出た津田家の改易(宝暦元年(一七五一))を受けて、栗原郡佐沼

(現宮城県栗原郡迫町)転封した。要害拝領で五千石を領した。

三八 三澤信濃書状(折紙)

【伊達一9】

尚以、寒中歳暮之為御見廻御礼被下、右御状先頃相達、

被入御念儀忝次第御座候、右御札乍略儀如此御座候、

以上、

御札致拝見候、如被仰下改年之御慶珍重申納候、弥御堅

固御越年被成之由目出度奉存候、拙者儀無異儀致加年候、

仍年始之為御祝詞被仰下、被入御念忝次第御座候、猶期

永日之時候、恐惶謹言、

三澤信濃

三七 猪狩信満書状(横切継紙)

【伊達一20】

(端裏書)

「」

荻野角右衛門様

猪狩長作「」

御手紙致拝見候、先刻も被入御念候貴報二御座候、即三

澤求馬殿江被仰達、早速私方迄為御持被遣、被入御念候

儀二奉存候、求馬殿よりも忝被仰下、則陸奥守江も申聞

候処、別而被致満足候、求馬殿御挨拶ハ仕候得共、貴様

二も宜御心得被成可被下候、取込早々及御報候、御用捨

可被下候、以上、

三月廿六日

三月十五日

三澤帯刀様

御報

参考 三澤満明書状控(横長帳)

【伊達一17】

御追啓致拝見候、此方系図之儀、御別紙之通代々相続申

候哉、元為ハ広為之跡二而可有之哉、此所御分不被成候、

為虎事ハ毛利家附属仕、夫より元幸家跡相続、夫より広

為と相続候処、何様二而明智日向守殿江可罷出候哉、又

広為退役之品も候哉、左候ハ、其跡可有之候、御考被成

候へハ、貴様御先祖三澤権佐清長殿之御時代、四郎左衛

門広為之時代二可有之哉、求馬元為へも貴様御祖父頼母

村為殿御通用被成候儀、其以後御不分明二御座候付、

名・実名并妻何方より与申儀可申進由御紙面致承知候、

則別紙之通二御座候、尤広為事ハ私曾祖父二而、明智日

向守殿時代与ハ余程年数致相違候、いか、之訳二而為信

与改、天正年中二罷在候哉、私所持之系図二ハ相見不申

候、為信与申ハ為虎より遙已前系図二相見申候、何分是

ハ相違与相聞候、左様御承知可被下候、将又三吉内藏・

桂縫殿・田代大学、右三家之系図をも相調可進由被仰

下候付、早速在所へ一通り申遣置候、此儀ハ貴様より右

三家へ御直懸合二被成被下度存候、彼方へも其断申達

置候、尤御書翰等被指「」江府当家迄御指越可被成

候、毎時便り御座候間、長府表へ早速相届可申候、又

六戸美濃系図之儀、是又私より美濃方へ申遣候様被仰下

早速申遣候処、則別紙指越申候付、此度差□り申候、右  
為御答如是御座候、以上、

七月十八日

三澤満明  
四郎左衛門

三澤若狭様

尚々、私儀去年致出府、当時江府二相詰居候付早速御

答可申進候処、萩・長府へ致懸合候之儀二付遠路之儀

御答及延引申候、以上、